

議案第 2 号

長野・上越間ほか 6 区間の国土開発幹線自動車道
建設線の基本計画の一部変更について

平成 2 1 年 4 月

国 道 有 第 8 号

平成 2 1 年 4 月 2 7 日

国土開発幹線自動車道建設会議

会 長 殿

国土交通大臣 金子 一義

長野・上越間ほか 6 区間の国土開発幹線自動車道建設
線の基本計画の一部変更について

標記について、別紙 1 から別紙 7 のとおり決定したいので、
国土開発幹線自動車道建設会議の御意見を承りたく、付議い
たします。

付議する理由

国土開発幹線自動車道の建設に関する基本計画の一部を別紙 1 から別紙 6 のとおり変更するため、国土開発幹線自動車道建設法（昭和 3 2 年法律第 6 8 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る必要がある。これが、本議案を付議する理由である。

別紙 1

長野・上越間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

長野・上越間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画
(昭和48年11月1日総理府告示第29号)の一部を次
のように変更する。

第6号中「東日本高速道路株式会社」を「国土交通大臣及
び東日本高速道路株式会社又は東日本高速道路株式会社」に
改める。

別紙 2

木更津・富津間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

木更津・富津間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画
(平成元年2月27日総理府告示第10号)の一部を次のよ
うに変更する。

第6号中「東日本高速道路株式会社」を「国土交通大臣及
び東日本高速道路株式会社又は東日本高速道路株式会社」に
改める。

別紙 3

郡上・南砺間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

郡上・南砺間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画
(昭和48年11月1日総理府告示第29号)の一部を次
のように変更する。

第6号中「中日本高速道路株式会社」を「国土交通大臣及
び中日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社」に
改める。

別紙 4

御坊・田辺間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

御坊・田辺間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画
(平成元年2月27日総理府告示第10号)の一部を次のよ
うに変更する。

第5号中「西日本高速道路株式会社」を「国土交通大臣及
び西日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社」に
改める。

別紙 5

徳島・さぬき間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

徳島・さぬき間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画
(平成元年2月27日総理府告示第10号)の一部を次のよ
うに変更する。

第6号中「西日本高速道路株式会社」を「国土交通大臣及
び西日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社」に
改める。

別紙 6

さぬき・高松間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

さぬき・高松間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画
(平成9年2月5日総理府告示第4号)の一部を次のように
変更する。

第5号中「国土交通大臣又は高速道路株式会社法(平成十
六年法律第九十九号)第一条に規定する会社」を「国土交通
大臣及び西日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会
社」に改める。

別紙 7

長崎・大村間の国土開発幹線自動車道建設線の基本 計画の一部変更案

長崎・大村間の国土開発幹線自動車道建設線の基本計画
(昭和45年6月18日総理府告示第22号)の一部を次
のように変更する。

第6号中「西日本高速道路株式会社」を「国土交通大臣及
び西日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社」に
改める。